

議案第9号

令和4年度館林衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）

令和4年度館林衛生施設組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年3月28日提出

館林衛生施設組合

管理者 多田善宏

# 第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 衛生費	1 清掃費	ごみ処理事業	26,950